

## 災害時情報共有システムについて（概要）

### （災害時情報共有システム）

災害時における介護施設等の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能を追加し、令和3年度から運用開始されました。

災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省が、介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」を登録します。（例：令和 年 台風 号 等）

その後、国・県・市町等から介護施設等へメール等により報告が可能となったことの連絡を行い、各介護施設等は被害状況の有無等をシステムで報告します。

国・県・市町等はシステムの被災状況集計機能を活用し、被害状況を確認することが可能となり、迅速で適切な支援に役立てることが出来ます。

災害時情報共有システムが運用開始されても、従来の介護施設等から市町への被災状況の報告等が不要となるわけではありませんのでご注意ください。

システムが稼働しない場合等には、従来どおりエクセル様式「社会福祉施設等の被災状況整理表」による報告が必要となります。

### 1 対象施設について

- (1) 短期入所生活介護事業所
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 認知症高齢者グループホーム
- (4) 介護老人保健施設
- (5) 介護医療院
- (6) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (8) 養護老人ホーム
- (9) 軽費老人ホーム
- (10) 生活支援ハウス
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付き高齢者向け住宅

### 2 災害時情報共有システムへの施設情報の登録等について

災害発生時に迅速かつ正確に被災状況等を把握し、適切な支援につなげるため、平時から当該システムに正確な情報を登録しておく必要があります。

#### (1) 施設情報の登録等について

介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所（特定施設を除く。上記1(1)～(7)で前年の介護報酬収入年額100万円超の事業所）

- ・ 情報公表システムのID（事業所番号）とパスワードにより利用することができます。（別途登録をする必要はありません。）

介護サービス情報公表対象外の介護施設等（上記1(1)～(7)で前年の介護報酬収入年額100

万円以下の事業所)

- ・ 県において、「社会福祉施設等の被災状況整理表」をもとに災害時情報共有システムに施設情報等を登録し、被災確認対象事業所番号（当該システム利用のため施設毎に県で13桁の任意の番号を設定）及びパスワードを発行し、市町を経由して通知しています。（IDは事業所番号ではありません。）

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

- ・ （介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず、県において、「社会福祉施設等の被災状況整理表」をもとに災害時情報共有システムに施設情報等を登録し、被災確認対象事業所番号及びパスワードを発行し、市町を経由して通知しています。
  - ・ なお、有料老人ホームについては「生活関連情報管理システム」に、サービス付き高齢者向け住宅は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」に登録されている情報を活用して登録されています。
- （現時点、佐世保市内の有料老人ホームについては、ID・パスワードは未発行となっています。発行でき次第、佐世保市から案内がありますのでお待ちください。）

ID・パスワードの通知後は、各施設において速やかにパスワードを変更し、適切に管理していただきますようお願いいたします。

## （2） 災害時情報共有システムへの登録項目

- ・ 事業所番号 あるいは 被災確認対象事業所番号
- ・ パスワード
- ・ 事業所名称
- ・ 事業所住所
- ・ 担当者
- ・ 電話番号
- ・ メールアドレス
- ・ 緊急連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）

これらの項目は、システム登録上、全て必須項目に設定されています。

そのため、メールアドレスを「なし」と回答している施設・事業所等は、仮で任意の英数字を入力している状況のため、修正が必要です。

## （3） 施設情報の更新について

災害時情報共有システムに登録されている施設情報は最新のものとなっている必要があるため、修正等がある場合は随時更新を行ってください。

## 3 災害時情報共有システムのログイン画面 URL、操作マニュアルについて

- ・ システムログイン画面 URL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/42/>

- ・事業所向けマニュアル（被災状況報告編）

[https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action\\_houkoku\\_static\\_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true)

#### 4 災害発生時の対応について（別紙1「災害発生時のフロー」、及び別紙2「被災状況報告項目」を参照ください。）

##### (1) 国における災害情報の登録

- ・災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省は災害時情報共有システムに介護施設・事業所等の被害情報の報告先となる「災害情報」を登録します。（例：令和〇年 台風〇号、令和〇年〇月豪雨）
- ・災害情報登録後、厚生労働省から県宛てに災害情報を登録した旨の連絡がメール等で行われます。

##### (2) 県・市町による介護施設等に対する連絡

- ・県は、速やかに管内の市町・介護施設等に対し、メール等によりシステム上で被害状況の報告が可能となったことを連絡します。

##### (3) 介護施設等における被害状況の報告

- ・県・市町から連絡を受けた後、介護施設等は被害状況をシステム上で報告します。
- ・報告項目のうち、必須項目については全てを選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき報告をお願いします。
- ・被害が甚大で施設から報告できない場合や、通信手段の途絶等により介護施設・事業所等における報告が困難な場合には、県・市町や関係団体等による現地確認等を通じて把握した情報に基づき、代理入力することも可能です。

なお、本システムが運用開始されても、従来の介護施設・事業所から市町への被災状況の報告が不要となるわけではありませんのでご注意ください。また、災害時情報共有システムが使用できない場合などには従来どおりエクセル様式「社会福祉施設等の被災状況整理表」による報告をお願いいたします。